

# しんしろプレミアム付商品券 取扱店募集要項

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が市内事業所に与えている影響に対し支援することを目的として実施する「プレミアム付商品券事業」において、商品券の取扱店を募集します。

## 2. 事業概要

名称	しんしろプレミアム付商品券 どい～じゃん	
券タイプ	紙	電子
販売額	5,000円	
利用可能額	8,000円	
プレミアム率	60%	
券種内訳	地元応援券 4,000円分 共通券 4,000円分	
発行数	15,000セット	10,000セット
金額構成	1,000円×8枚綴り お釣り不可	1円単位で精算可能
購入上限	紙版・電子版各1セットの最大ひとり2セットまで購入可能 ※どちらかを2セット購入は不可	
申込方法	往復はがきに必要事項を記入 新城市商工会宛に郵送	新城市商工会LINEアカウントより お友達登録後お申込み
申込期間	7月中旬～7月末	
結果通知	8月22日(月)より引換はがきを送付 ※申込み多数の場合は抽選・当選者にのみ引換はがきの送付をもって通知。	8月22日(月)にLINE上にて通知 ※申込み多数の場合は抽選・LINE上にて結果通知と、当選者のみ購入可能。
購入期間	9月1日(木)～9月30日(金)	8月26日(金)～9月30日(金)
購入場所	引換券(当選はがき)を持って 市内郵便局にて購入	LINE上にて購入 ※クレジットカード決済
利用期間	9月1日(木)～12月31日(土)	
お会計	紙の商品券を収受	利用者が自身でQRコードを読み込み決算
売上管理	収受した枚数で管理	店舗用WEB画面で随時確認可能
換金手続き	利用済み商品券を集計 月2回の締め日までにプレミアム付商品券事務局へ送付	手続き不要・自動集計
入金	月2回の締め切り日(15日・月末)を設定。※1月の締め切り日は15日のみ ※1日～15日までの分は月末振込、16日～月末分は翌月15日振込。	

### 3. 応募資格

新城市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所。

ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- ・法令又は公序良俗に反するもの。

### 4. 利用券種

#### ①共通券

全ての店舗で利用することができる商品券

#### ②地元応援券

店舗と本社を新城市内に有する店舗でのみ利用することができる商品券

コンビニ等については市内に事業主の住民登録があり納税地が新城である事業者に限り利用可能

### 5. 商品券に係わる留意事項

- ① 取扱店は、紙版の商品券を持参もしくは電子版の商品券を提示した消費者に対し、令和4年12月31日までに、額面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売又は役務の提供（以下「取引」という）を行う。
- ② 紙版の商品券においては、つり銭額は出さないものとする。
- ③ 取扱店においては、取扱店登録確認後、事務局よりスターターキットを送付（8月中旬頃）。  
※スターターキットには、取扱店マニュアル・ポスター・決済用QRコード貼付用POP・チラシ・複写式換金伝票・利用済み商品券発送用レターパック（9部）を同封する。
- ④ いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の利用はできない。
- ⑤ 商品券の利用対象外となる物品又は役務は以下のものとする。
  1. 不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、商品の下支えとは言い難い出資
  2. 債務の支払い
  3. 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
  4. たばこ、宝くじの購入
  5. 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  6. 税金や保険料の支払い等
  7. 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金

## 6. 換金について

### ① 換金請求

紙版：利用済商品券と、換金請求書等の必要書類をプレミアム付商品券事務局へ送付。

【受付期間】 令和4年9月1日(木)～令和5年1月15日(日)〈必着〉

電子版：換金手続きは不要。利用データを事務局で抽出し、下記②のとおり振り込みとなる  
換金方法の詳細は、取扱店登録確認後送付されるスターターキットに同封の「取扱店マニュアル」を参照。(8月中旬頃送付)

### ② 支払い

換金請求金額と、紙版商品券の半券枚数および電子版利用データの確認を行い、精算金額を取扱店舗の指定口座へ振り込み。

※ 月2回(15日・末日)の締め日を設定。

※ 1日～15日までの分は月末振込、16日～月末分は翌月15日振込とする。

※ 1月においては15日のみの締め日となり、この日が最終締め切り日となる。

※ 商工会での換金手続きは一切行わないものとする。

## 7. 事業者登録方法

### (1) 事業説明会

今回新たに発行する電子版商品券についての説明会を実施。

登録を希望する事業者は説明会への参加を必須条件とする。

### (2) 登録募集・説明会開催期間

#### ① 一次募集・説明会 令和4年6月2日(木)～令和4年6月17日(金)

一次募集締切りの6月17日(金)までに説明会への参加と登録申請を完了した事業者は、7月中旬の折込チラシの「取扱店一覧」に掲載。

#### ② 随時募集・説明会

令和4年10月31日(月)まで随時登録を受付ける。

なお一次募集締切り後の説明会は月末に開催する。

登録を希望する事業者はこの期限までに説明会への参加と登録申請が必要。

申込専用サイトの「取扱店一覧」へは登録完了後随時追加。

### (3) 登録方法

インターネット申込み

申込専用URL・QRコードは説明会に参加した事業者にのみ案内。

※複数の店舗がある場合は、各店舗単位での登録が必要となる。なお、取扱店登録料は無料とする。

## 8. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (ア) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (イ) 新城市商工会が配布する商品券取扱店店頭表示用ポスター等を消費者に分かり易く、見易い場所に掲示すること。取扱店ごとにお渡しする決済用QRコードをPOPに貼り付け、利用者に見やすい位置に設置すること。
- (ウ) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正利用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに新城市商工会に連絡すること。また、その際の責については新城市商工会にて協議する。
- (エ) 換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (オ) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (カ) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (キ) 商品券を、業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに利用してはならない。
- (ク) 利用された商品券を、再利用及び転売してはならない。
- (ケ) 新城市商工会が、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。
- (コ) 新城市商工会は、国等の行政機関より回収状況等の開示要請を受けた時はこれを提示する。

## 9. 店舗への配布物

取扱店へは店頭表示用ポスター等の掲示物を配布する。

## 10. 本事業に関する問合せについては次の通りとする。

新城市商工会（TEL 22-1778）